

## 気になる判例2006



経営戦略研究科教授(会計専門職専攻) 岡本 智英子

公認会計士試験の企業法では、重要な論点とともに判例の理解も欠かせませんが、2006年5月に会社法が施行され、会社法においても問題になるであろう論点を含む判例のフォローアップが今後さらに重要となります。2006年においてチェックしておいたほうがいい判例を会社法を中心に紹介します。文中の旧商法は、平成17年改正前商法を指します。判例は、掲載されている雑誌から、あるいはLEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース、LII/DB 新・判例秘書、LexisNexis JP 日本法総合データベースなどのデータベースから入手して下さい。判例の解説は、今後随時刊行される『平成18年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊）、『判例回顧と展望2006年版』（法律時報臨時増刊）、『私法判例リマークス2007上・下』（法律時報別冊）、『平成18年度重要判例解説』（ジュリスト臨時増刊）を参考にして下さい。

### 【総則】

名古屋高判平成18年7月26日（判例集未掲載、最高裁判所ウェブサイト参照）

ゴルフ場経営会社が会社分割され、新設会社がゴルフクラブの名称を続用した場合について、旧商法26条1項（会社法22条1項）の類推適用が認められ、新設会社の預託金返還義務についての弁済責任が肯定された事例。

### 【株式会社—株式】

①東京地判平成18年10月10日（金融・商事判例1253号9頁）

新株発行に関する事項の公示を欠く場合でない限り（旧商法280条ノ3ノ2、会社法201条3項・4項）、著しく不公正な方法によるものであっても新株発行の無効原因（旧商法280条ノ15、会社法828条1項2号）とはならないとされた事例。

②東京地判平成18年5月25日（判例時報1941号153頁）

新株の引受人が会社から間接的に融資を受けた資金によってした新株の払込みが無効であるとして、取締役引受人に引受担保責任（旧商法280条ノ13）が認められた事例。

\*会社法では、取締役引受人の引受担保責任の規定は廃止されたことに注意。

### 【株式会社—新株予約権】

東京地決平成18年6月30日（金融・商事判例1247号6頁）

公正なオプション価格を大きく下回る払込金額による募集新株予約権の発行が原則として募集新株予約権の有利発行に当たるとされ発行差止めの仮処分（会社法247条）が認容された事例。

### 【株式会社—機関】

①東京地判平成18年4月26日（判例時報1930号147頁）

株式会社が他社と船舶一隻を共同運航する趣旨の契約を締結することが、必要的取締役

役員決議事項である旧商法260条2項（会社法362条4項）の重要な業務の執行に該当し、取締役会の決議を経ずに契約を締結した代表取締役に対する株式会社からの損害賠償請求が認容された事例。

②最判平成18年4月10日（金融・商事判例1240号12頁）

取締役に対して、忠実義務、善管注意義務違反の責任（旧商法266条1項5号）、株主に対する利益供与の禁止規定違反の責任（平成15年改正前商法266条1項2号）等があるとして、損害賠償を求めた株主代表訴訟において、忠実義務、善管注意義務違反の責任について、理不尽な要求に従って巨額の金員を株主に交付することを提案または同意した取締役の行為について、やむと得なかったものとして過失を否定することができないとし、また、株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定違反の責任については、議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」利益を供与する行為（旧商法294条ノ2、会社法120条）に該当するとした事例。

③名古屋高判平成18年1月11日（判例時報1937号143頁）、最判平成18年11月14日（上告棄却、商事法務1783号56頁）

株式会社が政治資金を寄付することが会社の目的の範囲外の行為ではないとされ、株式会社が政治資金を寄付したことにつき、取締役の善管注意義務が否定された事例。

④大阪高判平成18年6月9日（判例タイムズ1214号115頁）

食品販売会社において、食品衛生法上使用が認められていない添加物を使用した商品が販売されていたことを後から認識した取締役らに、その事実を公表すべき義務があると認められた事例。

⑤大阪地判平成18年5月30日（金融・商事判例1252号38頁）

資産流動化法上の特定目的会社の取締役に任職懈怠がなかったとして第三者に対する責任が否定された事例。

**【株式会社一計算】**

①東京高判平成18年3月29日（判例タイムズ1209号266頁）

会計帳簿等の閲覧・謄写請求に係わる対象の特定性（旧商法293条ノ6第、会社法433条）。

②東京地判平成18年2月10日（判例時報1923号130頁）

会社が10年間の備置期間経過後に保存している取締役会議事録については、閲覧および謄写の許可の対象（旧商法260条ノ4、会社法371条）とならないとされた事例。

③大阪地判平成18年2月23日（金融・商事判例1242号19頁）

粉飾決算をした会社などによって設立され取引関係にある会社の取締役（監査役）および会計監査法人につき当該会社の株主に対する損害賠償義務が認められないとされた事例（旧商法32条2項、会社法431条）。